

### 第3部 環境像の実現に向けて

## 第2節 「ごみの減量化やリサイクルが進んだ、公害のない健康で安心して暮らせるまち」を目指して

### 1. ごみ減量化の推進

ごみの排出量を抑え、資源を有効に活用するという、循環型社会の形成のため、大量生産、大量消費、大量廃棄という経済活動、生活様式の見直しが求められています。

そこで、

4 R<sup>1</sup>を合い言葉に市民1人1日当たり57gの減量を目標とする“ごみ減量<sup>コウナン</sup>「57運動」”<sup>2</sup>を積極的に推進します。

#### 市の取り組み

##### (1)ごみ減量化推進体制を充実・強化します

- ・「廃棄物減量等推進協議会」による市民・事業者・市の連携の強化
- ・包装用紙・レジ袋などの削減運動に対する小売店への指導の強化
- ・ごみ減量推進協力店制度<sup>3</sup>の周知と活用

##### (2)ごみを出さない生活様式の定着を推進します

- ・“ごみ減量<sup>コウナン</sup>「57運動」”の継続
- ・小中学生に対する“ごみ減量<sup>コウナン</sup>「57運動」”の周知
- ・ごみ減量化に向けた4 R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の推進
- ・ごみ減量のビデオを作成し、市民PRに活用
- ・買い物袋持参運動の推進
- ・「ご飯残さない運動」の実施
- ・家庭用生ごみ処理機器設置費補助金交付制度の周知
- ・ものを大切に作る生活様式への変革の啓発
- ・ごみ処理の現状に関する情報の公開
- ・ごみ減量化に関する情報の公開・啓発
- ・ごみ減量化に対するアイデアの募集など、市民意見の反映
- ・ごみ減量化に取り組む団体の活動内容の紹介

#### 1：4 R

ごみ減量化の行動では、リユース・リサイクルにリフューズ・リデュースを加えた4つのRが大切です。

ごみの回避（要らないものは買わない）	リフューズ（Refuse）
ごみの減量（量を減らす）	リデュース（Reduce）
再使用（繰り返し使う）	リユース（Reuse）
再生利用（再び資源に戻す）	リサイクル（Recycle）

#### 2：ごみ減量<sup>コウナン</sup>「57運動」

平成9年秋頃からごみ焼却によるダイオキシン類の発生が大きな社会問題となり、このため、焼却場で処理するごみの量が急激に増加し、数年後には焼却場の処理能力をオーバーする非常事態になりました。そこで、平成8年度の市民1人1日当たりの焼却場で処理するごみの量の10%（概ね57g）の減量を目的に、江南市という名前にちなんで、平成10年2月から“ごみ減量<sup>コウナン</sup>「57運動」”を展開しています。

第3部 環境像の実現に向けて

市民の取り組み

- “ごみ減量「57運動」”を実践します
- ごみ減量推進協力店を利用します
- 買い物袋は必ず持参します
- 極力包装は辞退します
- 故障した製品は修理して使います
- リサイクルしやすい商品を購入します
- 繰り返し使用可能な容器や詰め替え式商品を購入します
- 寿命の長い製品を選択して購入します
- 衝動買いをしません
- ごみ減量化に関するアイデアや情報を発信します
- ごみの減量化について家庭で話題にします
- ものを大切に作る心をはぐくみます

事業者の取り組み

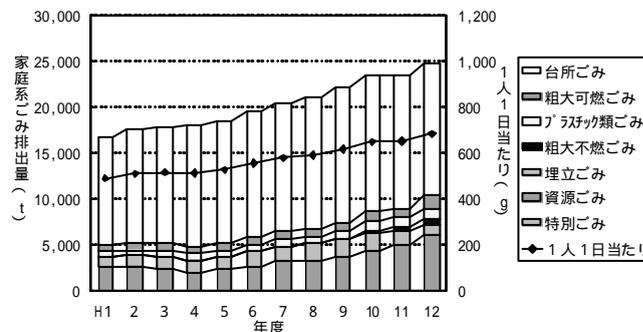
- ごみ減量推進協力店に参加します
- 包装の簡素化に対し消費者の理解を求めます
- スタンプ制などの導入により、買い物袋の持参を推奨します
- ごみ減量運動、特に買い物袋持参の推奨など、従業員への教育を徹底します
- 事業所内で使用する製品については、繰り返し使用可能な容器や詰め替え式商品へ転換します
- 寿命の長い製品、ごみになりにくい製品を製造・販売します
- 製品の修理体制を整備します
- 有害廃棄物などの発生を抑制するため、製品の設計、製造段階で配慮します
- 事業工程から発生するごみを削減します
- 「ごみ減量化計画」を作成し、ごみを減量します

3：ごみ減量推進協力店（Love Earth Shop）制度

市では、ごみ減量化・再生利用に積極的に取り組む市内の小売店を「ごみ減量推進協力店( Love Earth Shop )制度実施要綱」に基づいて、「ごみ減量推進協力店( Love Earth Shop )」として認定しています。ごみ減量推進協力店の利用を通じて、市民に支持される環境にやさしい店づくりを広め、ごみ減量化・再生利用の一層の推進を図ることを目的としています。ごみ減量推進協力店は、ごみ減量推進協力店実施状況報告書を毎年市長へ提出しています。平成13年4月1日現在で43店が認定されています。

ごみ排出量の推移について

本市では、昭和50年代からごみの分別、減量化に積極的に取り組んできましたが、近年、1人1日当たりのごみ排出量は増加を続けています。本市の家庭系ごみの排出量は686g/人・日（平成12年度）で、事業系を含めたごみの排出量818g/人・日（平成12年度）は、愛知県平均（1,071g/人・日 平成11年度）と比べると少ないものの、このまま増え続ければ焼却場の処理能力を上まわり、ごみの適切な処理が困難になります。



家庭系ごみ排出量の推移

## 第3部 環境像の実現に向けて

### 2. 資源の循環利用の促進

平成12年に「循環型社会形成推進基本法<sup>1</sup>」が制定され、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から循環型社会への移行が義務づけられました。これにより、生産から流通、消費、廃棄の流れのなかで物質の効率的な利用やリサイクルが進められ、資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減された「循環型社会」が形成されると考えられます。

また、限りある資源の有効活用を図るため、ごみを資源として活用し、資源の循環利用手順を確立する必要があります。

そこで、

資源の循環利用の促進のために、再利用可能なものは徹底的に活用し、資源化率を高めるとともに、再生品の利用に努めます。

#### 市の取り組み

##### (1) リユースを推進します

- ・ 家庭用品リサイクルバンク情報の充実
- ・ リサイクルフェアの充実など、イベントを通じた環境に対する市民意識の啓発
- ・ リターナブルびんなどのリユース可能な製品の利用の促進

##### (2) ごみ分別を強化するとともにリサイクルを推進します

- ・ 「ごみ減量推進員」による分別指導の強化
- ・ 必要に応じた分別品目・資源化物回収体制の見直し
- ・ 資源回収団体の育成及び助成制度の充実
- ・ 事業系ごみのリサイクル情報の提供
- ・ 市民へのリサイクル情報の提供
- ・ 生ごみ、落ち葉などの堆肥化の推進

##### (3) 再生品の利用を推進します

- ・ グリーン購入の推進
- ・ 再生品の品目、取扱店などの再生品情報の提供
- ・ 市民・事業者への意識の啓発

#### 2：家庭用生ごみ処理機器設置費補助金交付制度

市ではごみの減量化対策として、家庭台所から出る生ごみの自家処理を推進するため、生ごみ処理機器を設置する人に対し、「江南市家庭用生ごみ処理機器設置費補助金交付要綱」に基づいて、その費用の一部に補助金を交付しています。市内に在住する人で、堆肥化容器及び生ごみ処理機を購入する場合、密封発酵容器は1個につき上限1千円、コンポストは購入金額の60%で上限3千円、生ごみ処理機は購入金額の60%で上限5万円(平成13年10月現在)が補助金として交付されます。詳しくは市役所環境課へお問い合わせください。

第3部 環境像の実現に向けて

市民の取り組み

リサイクルフェアやフリーマーケット、不用品交換などの情報を活用します  
 子供会などによる廃品回収の実施に協力するなどして、資源回収活動を進めます  
 ごみの分別を徹底します  
 家電リサイクル法を守ります  
 家庭用生ごみ処理機器設置費補助金交付制度<sup>2</sup>を利用して生ごみ処理機を導入するなど、生ごみの堆肥化を進めます  
 ボカシを利用した生ごみの堆肥化を進めます  
 リサイクルの定着した生活習慣を身につけます  
 再生品の使用を心がけ、エコマーク、グリーンマークなどを目安にして製品を購入します

事業者の取り組み

製造業においては、リサイクルを製造の段階から組み入れた生産体制を整備します  
 梱包材などのリユースを進めます  
 販売ルートを利用して取扱商品の容器などの拠点回収を行うなど、リサイクル市場を積極的に整備し、回収ルートの拡大を図ります  
 リサイクルマニュアルを作成します  
 廃棄物問題担当者を選任し、研修、教育を徹底します  
 異業種間の交流を図り、副産物の再使用、リサイクル技術の開発、普及を進めます  
 リサイクルしやすい材質や、分解しやすい形状など、リサイクルしやすい製品を製造・販売します  
 再生品を積極的に製造、販売し、消費者への浸透、需要拡大を図ります  
 再生品の使用を心がけ、エコマーク、グリーンマークなどを目安にして物品を購入します

1：循環型社会形成推進基本法

「循環型社会形成推進基本法」(平成12年6月公布、平成13年1月完全施行)

この法律は、廃棄物対策とリサイクル対策を総合的・計画的に推進するためのものです。循環型社会の形成の推進のための法体系を以下に示します。

循環型社会形成推進基本法	グリーン購入法	………	国などが率先して再生品などの調達を推進。 平成12年5月公布、平成13年4月完全施行
	食品リサイクル法	………	食品の製造・販売事業者、レストランなどに、食品残さの発生抑制やリサイクルなどを義務づけ。 平成12年6月公布、平成13年5月完全施行
	建設リサイクル法	………	建設工事の受注者などに、建築物などの分別解体や建設廃棄物のリサイクルなどを義務づけ。 平成12年5月公布、公布後2年内完全施行
	家電リサイクル法	………	家電製品の製造・販売事業者などに、廃家電製品の回収・リサイクルを義務づけ。 平成10年6月公布、平成13年4月完全施行
	容器包装リサイクル法	………	容器包装の製造・利用事業者などに、分別収集された容器包装のリサイクルを義務づけ。 平成7年6月公布、平成12年4月完全施行
	資源有効利用促進法	………	ごみの発生抑制、リユース、リサイクルを促進。 平成12年6月公布、平成13年4月完全施行
	廃棄物処理法	………	ごみの発生抑制と適正なリサイクルや処分を確保。 平成12年6月改正公布、平成13年4月完全施行

### 第3部 環境像の実現に向けて

#### 3. ごみの適正処理

可能な限りのごみの減量化と徹底した分別による資源化を行った後の廃棄物は、環境汚染を生じさせないよう適正に処理することが重要です。しかし、時として不法投棄や野焼きなどの不適切な処理が行われ、周辺住民に多大な迷惑をかけるとともに、大気、水、土壌などへ影響を及ぼしています。

本市においても適正に処理されないごみによる苦情が寄せられるようになってきました。適正な処理方式への理解や実践に向けてマナー向上の啓発が必要です。

そこで、

不法投棄防止や自家焼却処理の自粛を啓発し、ごみの適正処理に取り組みます。

#### 市の取り組み

##### (1) 不法投棄を防止します

- ・不法投棄の現状の把握
- ・不法投棄されやすい場所における、不法投棄防止看板の設置の推進
- ・関係機関との連携を図り、パトロール体制の強化
- ・不法投棄防止の啓発

##### (2) ごみ処理に関する情報を提供します

- ・リサイクル関連法による資源回収方法の周知
- ・ごみ分別方法の周知徹底
- ・ごみの適正処理に関する市民・事業者の役割など意識の啓発
- ・ごみ処理施設の見学会の充実

##### (3) 野焼きの防止、安易な自家焼却処理の自粛を促進します

- ・環境負荷に関する情報の提供及び指導の強化

##### (4) 事業系廃棄物の適正処理を促進します

- ・排出者や収集・運搬・処理業者への一般廃棄物・産業廃棄物の適正処理に関する指導の強化

#### 市民の取り組み

不法投棄はしません・させません  
他人がごみをポイ捨てできないよう、環境美化に努めます  
遊休地などは不法投棄の場とならないよう維持管理します  
不法投棄を見かけたら、速やかに市へ連絡します  
ごみ処理施設の見学などにより、ごみ処理システムへの理解を深めます  
ごみのむやみな焼却はしません

#### 事業者の取り組み

不法投棄はしません・させません  
適正処理をしやすい製品を製造・販売します  
自らの責任において、排出したごみの適正な処理を行います  
委託処理するときは、適切な処理を行う業者を選定し、最終段階まで責任を持って行います  
法律の構造基準に沿った焼却炉以外での廃棄物の焼却はしません

#### 4. 公害の現況把握

公害問題に迅速かつ適切に対処するためには、常に現況を把握していなければなりません。公害の防止に向けて、事業者も自らが発生させる環境への負荷について把握し、その低減に努める必要があります。

現在、市内で大気質・水質・騒音・地盤沈下の状況について測定を行っていますが、都市生活型公害のように、これまでの規制的手法では対策の困難な公害問題が浮上してきました。公害の防止に向けて、市民・事業者・市が環境の測定結果に関する正確な情報を共有し、適切な対策をとらねばなりません。

そこで、

公害の調査内容の拡充と、調査結果の速やかな公開を目指します。

##### 市の取り組み

###### (1) 環境現況調査を充実させます

- ・ 調査の項目・地点・回数拡充
- ・ 法令の改正などに伴う新たな基準・測定項目への速やかな対応

###### (2) 環境情報を収集・公開します

- ・ 広報、「公害に関する資料」、インターネットなどの活用による市内の環境情報の提供及び環境情報の共有化

###### (3) 必要に応じて事業所と環境保全に関する協定 を締結します

##### 市民の取り組み

「公害に関する資料」などを活用し、  
周辺の環境の現況を理解します  
環境情報の交換に努めます

##### 事業者の取り組み

自らの事業所が発生させる負荷につ  
いて、自主的な環境測定を行います  
環境測定結果の公表に努めます  
「公害に関する資料」などを活用し、  
周辺の環境の現況を把握します

##### ：環境保全に関する協定

市では、市民の健康を保護し及び生活環境を保全するため、事業所と環境保全に関する協定を締結しています。協定書には、事業者が事業活動に伴う環境の破壊を防止するための万全の措置を講ずること、環境保全のための施策にかかる計画を策定すること、公害が発生または発生する恐れが生じた場合は、直ちに応急の措置を講ずるとともに、速やかに市にその状況を報告することなどの事項が盛り込まれています。

##### 環境調査の現状

平成12年度の環境調査の項目を以下に示します。

大気質 1 地点：通年（県）、水質 14 地点：4 回/年、

環境騒音 20 地点：1 回/年、道路交通騒音 1 地点：1 回/年、航空機騒音 1 地点：4 回/年

地盤沈下 16 地点：1 回/年（県・国）

なお、大気質は県が調査しており、地盤沈下は県が 8 地点、国が 8 地点を調査しています。

### 第3部 環境像の実現に向けて

#### 5. 大気汚染の防止

健康で安心して暮らせるまちには、汚れないさわやかな空気の確保が重要です。しかし近年は、物資の輸送体系の変化やマイカー利用の増加により、幹線道路を中心とした自動車交通の集中が見られ、自動車排出ガスの対策が求められています。

市内で測定された大気汚染調査の結果では、光化学オキシダント<sup>1</sup>などは環境基準を達成できていない状況にあります。また、市民の考える将来の良い環境に重要なこととしては、「公害の防止」に次いで「空気のさわやかさ」が上位にあげられています。

そこで、

自動車や工場・家庭などの発生源ごとに、市民・事業者・市が協力して大気汚染の防止に向けた対策を進め、大気環境基準の達成を目指します。

#### 市の取り組み

##### (1)自動車排出ガス削減対策を推進します

- ・公共交通機関の拡充の要請及び利用の促進
- ・市職員の近距離の用務における、公用自転車の活用
- ・市内で「ノーカーデー」の設定及び普及促進
- ・アイドリングストップの周知徹底
- ・低公害車への転換及び普及促進
- ・自動車排出ガス削減に関する意識の啓発

##### (2)事業活動における排出ガス削減対策を推進します

- ・大気汚染対策機器や補助制度に関する情報の提供
- ・排出ガスに対する指導の強化

##### (3)野焼きの防止、安易な自家焼却処理の自粛を促進します

- ・環境負荷に関する情報の提供及び指導の強化

#### 1：光化学オキシダント

大気中のオゾン、パーオキシアセチルナイトレート(PAN)などの酸化力の強い物質の総称です。自動車排ガスなどに含まれる窒素酸化物、炭化水素などが、太陽の強い紫外線により光化学反応を起こすことによってつくられます。人体への影響は、高濃度の時には目を刺激し、呼吸器、そのほかの臓器に影響を及ぼすといわれています。また、光化学オキシダントが原因でおこる光化学スモッグは、日差しの強い春～夏季に多く発生し、人の目やのどを刺激することがあります。



第3部 環境像の実現に向けて

市民の取り組み

自転車や公共交通機関などを積極的に利用し、できるだけ自動車の利用を控えます  
 「ノーカーデー」に積極的に取り組みます  
 自動車の定期点検を実施します  
 アイドリングストップを実践します  
 自動車の購入に際しては低公害車の選択に努めます  
 ビニール類、プラスチック類、ゴム類などは家庭では焼却しません。また、煙や悪臭を発生させて近隣に迷惑になる焼却をしません・させません  
 周辺環境の監視に努めます

事業者の取り組み

効率の良い運行ルートや、車両運行計画を立て、車両の走行量を削減します  
 自転車や公共交通機関などを積極的に利用し、できるだけ自動車の利用を控えます  
 保有する車の整備点検を実施します  
 アイドリングストップを実践します  
 自動車の購入に際しては低公害車の選択に努めます  
 事業所において公害発生のないよう排出ガスなどを適正に管理します  
 公害防除施設整備資金利子補給補助金交付制度<sup>2</sup>を積極的に活用し、大気汚染防止用機器の導入に努めます  
 大気汚染浄化機能<sup>3</sup>の優れた樹木などを植栽します  
 法律の構造基準に沿った焼却炉以外での廃棄物の焼却はしません

2：公害防除施設整備資金利子補給補助金交付制度

市では、事業所の公害防除施設の設置または改善に必要な資金として江南市の設置する商工業振興資金の融資を受けて公害防除施設の整備を行うものに、「江南市公害防除施設整備資金利子補給補助金交付要綱」に基づいて、金融機関に支払う利子を当該年度の予算の範囲内で補助しています。詳しくは市役所環境課へお問い合わせください。

3：大気汚染浄化機能

植物は二酸化炭素や大気汚染物質を吸収し、大気の浄化に大きく役立っています。特に、樹木はその浄化能力が優れていることから、より一層、その効果が期待されます。例えば大気浄化能力に優れ、その地域の自然条件に適した樹木が大気環境推奨木として選定され、公共事業などにおいて積極的に植栽を進められている例があります。

### 第3部 環境像の実現に向けて

#### 6. 水質汚濁の防止

本市の河川・用排水路には、木曽川から農業用水として取水された水が流れており、かつては水質が良好でした。しかし都市化の進展に伴い、生活雑排水の流入により市内の河川・用排水路は汚濁が進んでおり、特に流量が少なくなる冬期には、BODが環境基準を達成できない河川もあります。

一方で、流し台に水切りネットやストレーナーを設置する市民も多く、水質改善に向けた意識は高くなっています。公共下水道は、平成14年度中に供用開始が予定されており、河川水質の改善が見込まれています。

そこで、

生活雑排水対策及び事業活動における排水対策を推進し、河川水質の環境基準の達成を目指します。

#### 市の取り組み

##### (1)生活雑排水対策を推進します

- ・公共下水道の整備の推進及び速やかな接続の促進
- ・合併処理浄化槽設置の促進・支援及び浄化槽の適切な維持管理の指導の強化
- ・各家庭の生活雑排水改善対策の普及・啓発

##### (2)事業活動などにおける排水対策を推進します

- ・公共下水道の整備の推進及び速やかな接続の促進
- ・水質汚濁防止法規制対象外の工場、事業所における排水対策の指導
- ・有機塩素系化合物<sup>1</sup>の使用事業所に対する排出抑制対策の指導
- ・地下水汚染防止対策の指導

#### 市民の取り組み

公共下水道の整備後は速やかに接続します

合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付制度<sup>2</sup>を活用し、合併処理浄化槽への移行及び適正な維持管理に努めます

流し台に水切りネットやストレーナーを設置します

廃食用油は流さずに市の収集指定日に出します

洗剤やシャンプーなどは適正使用します

河川や身近な水路、側溝などの清掃活動を行います

#### 事業者の取り組み

公共下水道の整備後は速やかに接続します

公害防除施設整備資金利子補給補助金交付制度を積極的に活用し、水質汚濁防止機器の導入に努めます

合併処理浄化槽への移行及び適正な維持管理に努めます

河川や身近な水路、側溝などの清掃活動を行います

地下水の汚染を防止します

1：有機塩素系化合物

有機塩素系化合物は、一般に炭素と塩素が直接結合した有機化合物のことをいい、一般的には生物分解が困難で、水にあまり溶けず、油に溶けやすいため、動植物の体内に蓄積されやすいことが知られています。主に金属、機械部品などの脱脂洗浄剤やドライクリーニング用の洗浄剤として使用されているトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタンなどがあります。有機塩素系化合物は、地下水汚染の原因として近年問題になっています。

2：合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付制度

市では、生活雑排水によって河川・用排水路の水質が悪化するのを防止するため、処理対象人員50人以下の合併処理浄化槽を設置する人に、「江南市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」に基づいて、浄化槽の規模に応じて補助金を交付しています。公共下水道認可区域を除く地域及び市長が指定した区域を除く区域であること、浄化槽法に基づく届出の審査または建築基準法に基づく確認を受けることなどの要件を満たしている場合、5人槽の設置には上限で17万7千円の補助金(平成13年10月現在)が交付されます。詳しくは市役所環境課へお問い合わせください。



### 第3部 環境像の実現に向けて

#### 7. 騒音・振動の防止

私たちの周りには、川のせせらぎ、鳥や昆虫の鳴き声など人が快適と感じ将来に残したい音がある一方で、日常生活や事業活動によって様々な不快な音や振動が発生しています。

本市においては、住宅と工場が混在している地域もあり、工場、事業所から発生する騒音に対する苦情が多数寄せられています。振動に対する苦情は少ないのですが、引き続き防止対策が必要です。

そこで、

発生源ごとに騒音・振動対策を進め、騒音については環境基準の達成を目指し、振動については公害の発生防止に努めます。

#### 市の取り組み

(1) 航空機騒音防止対策を推進します

- ・ 低空航路区域の防音工事対象区域の拡大などの要請

(2) 道路騒音・振動防止対策を推進します

- ・ 舗装方法の検討など交通騒音低減対策の推進
- ・ 周辺環境にやさしい自動車運転の推進

(3) 近隣騒音防止対策を推進します

- ・ 営業騒音に対する指導の強化
- ・ 生活騒音防止に関するマナー向上の啓発

(4) 事業活動による騒音・振動防止対策を推進します

- ・ 工場、事業所における騒音・振動の低減対策の指導の強化
- ・ 特定建設作業届出書提出の徹底と騒音・振動の低減対策の指導の強化

第3部 環境像の実現に向けて

市民の取り組み

急発進・急加速などはしない、アイドリングストップを心がけるなど、自動車利用の際には騒音を発生させないように努めます

自動車を適正に維持管理し、騒音を発生させないように努めます

無用なクラクションは鳴らしません

ピアノ、音響機器の音、冷暖房の室外機の音、ペットの鳴き声など近隣に迷惑な騒音を発生させません

事業者の取り組み

急発進・急加速などはしない、アイドリングストップを心がけるなど、自動車利用の際には騒音を発生させないように努めます

自動車を適正に維持管理し、騒音を発生させないように努めます

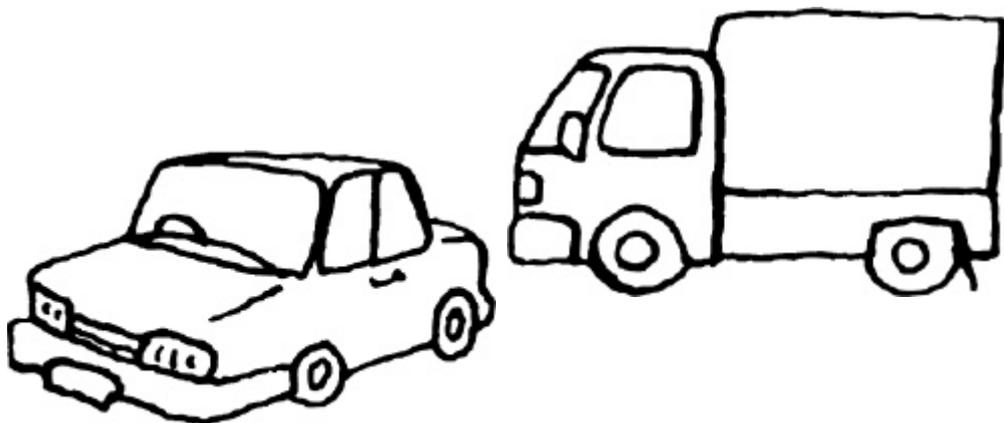
自転車や公共交通機関などを積極的に利用し、できるだけ自動車の利用を控えます

深夜営業による騒音を防止します

公害防除施設整備資金利子補給補助金交付制度を積極的に活用し、騒音・振動の発生を防止する施設構造に努めます

低騒音型・低振動型機器を導入し、騒音・振動を防止します

工場などの周りに樹木を植え、騒音の軽減を図ります



### 第3部 環境像の実現に向けて

#### 8. 地盤沈下の防止

本市は揚水規制地域にあり、わずかながらも地盤の沈下が認められます。

本市の上水道の水源は、その60%以上が地下水となっており、自己水源として保全するとともに揚水規制の範囲内で地下水を有効に利用しなければなりません。また、市街地では、雨水の地下浸透を進めることにより地下水を<sup>かんよう</sup>涵養する必要があります。

そこで、

地下水の保全を進め、地盤沈下の防止に努めます。

#### 市の取り組み

##### (1) 地下水を保全します

- ・ 節水対策の推進
- ・ 水道の漏水対策の推進
- ・ 雨水浸透樹や透水性舗装、トレンチ工<sup>1</sup>の導入促進

#### 市民の取り組み

節水に努めます  
水の再利用に努めます  
雨水浸透樹設置補助金交付制度<sup>2</sup>を活用して雨水浸透樹や透水性舗装の導入に努めます

#### 事業者の取り組み

節水に努めます  
中水<sup>3</sup>の利用に努めます  
地下水の汲み上げ抑制を図ります  
雨水浸透樹や透水性舗装の導入に努めます

#### 1：トレンチ工

掘削した溝に碎石を敷き詰め、この中に穴の開いた透水性のある管を設置して雨水を浸透させる構造です

#### 2：雨水浸透樹設置補助金交付制度

市では、雨水流出の抑制と地下水の<sup>かんよう</sup>涵養を図るため、本市域内の住宅、店舗などに雨水浸透樹を設置する人に、「江南市雨水浸透樹設置補助金交付要綱」に基づいて補助金を交付しています。補助金は浸透樹1基につき2万円（平成13年10月現在）とします。詳しくは市役所土木課へお問い合わせください。

#### 3：中水

水洗トイレ、冷却、冷房、散水などの用途向けに、雑排水や工業用水の処理水などを利用するもので、水質が水道水より低い水のことです。

#### 本市の水道の現状について

本市の上水道の36.5%は、木曽川を水源とする愛知県営水道用水事業からの受水であり、残りの63.5%を自己水として地下水を市内15本の井戸から取水しています。上水道の水質は良好で、味・匂いに関する苦情はありません。本市にはこのほかに地下水から取水している簡易水道3組合、専用水道が2箇所あります。

第3部 環境像の実現に向けて

9. 悪臭の防止

悪臭は、騒音・振動と同様に感覚公害と呼ばれる、生活に密着した問題です。

本市では、家庭の浄化槽の管理不足や工場などから発生する悪臭に関する苦情が寄せられています。そのため、悪臭の発生源に対する指導・監視を行うとともに、設備や器具などの適正な維持管理に対する啓発も必要です。

そこで、

悪臭防止対策を推進し、悪臭公害の発生防止に努めます。

市の取り組み

(1) 悪臭防止対策を推進します

- ・工場、事業所への悪臭防止対策に関する情報提供と指導強化
- ・浄化槽などの適正管理の周知・徹底

市民の取り組み

浄化槽清掃費助成金交付制度 を活用し、合併処理浄化槽への移行及び適正な維持管理に努めます  
側溝の清掃に努めます

事業者の取り組み

公害防除施設整備資金利子補給補助金交付制度を積極的に利用し、悪臭の発生を防止する設備の導入や施設構造にするよう努めます  
合併処理浄化槽への移行及び適正な維持管理に努めます  
側溝の清掃に努めます

：浄化槽清掃費助成金交付制度

市では、適切に管理されていない浄化槽による河川・用排水路の水質の悪化防止や、悪臭発生を防止するため、浄化槽を清掃する人に、「江南市浄化槽清掃費助成金交付要綱」に基づいて補助金を交付しています。工場、店舗、共同住宅及び集合住宅以外の居住のために浄化槽を使用し、清掃料を自ら負担する人に対して、浄化槽の清掃1基につき年1千円の補助金（平成13年10月現在）が交付されます。詳しくは市役所環境課へお問い合わせください。

### 第3部 環境像の実現に向けて

#### 10. その他の公害への対応

空き地の雑草やごみのポイ捨てなどの問題が、公害の苦情として増えています。雑草の繁った空き地は害虫の発生やごみのポイ捨ての場となったり、見通しの悪さによる交通事故の発生や火災の発生などが懸念される場所にもなります。また、ごみのポイ捨てやペットのふん害に関しては不満を持つ市民も多く、まちの美観上好ましいものではありません。

一方、私たちの身近で使用されている多種多様な化学物質のなかには、その有害性が指摘されているものもあります。このような化学物質のなかには、人体への影響との因果関係や影響の程度が明確でないものも少なくありません。今後、新たに発生する問題にも対応していく必要があります。

そこで、

生活マナーの向上、環境リスクの低減、新たな公害問題に対処する体制の確立に努めます。

#### 市の取り組み

- (1)ごみのポイ捨てやふん害の防止対策を推進します
  - ・区・町内会及び市民団体による清掃活動などの支援
  - ・広報などを通じた啓発活動の推進
  
- (2)空き地などの雑草・害虫対策を推進します
  - ・空き地の荒れ地化防止の啓発
  - ・枯れ草による火災予防の啓発
  
- (3)電波障害や光害の防止対策を推進します
  - ・中高層建築物による電波障害に関する建築主への指導
  - ・建築物の建設における事前説明の指導
  - ・広報などを通じた光害対策の周知
  
- (4)土壌汚染の防止対策を推進します
  - ・農薬の使用量削減の推進
  - ・有害化学物質などによる土壌汚染防止の啓発
  
- (5)化学物質による環境リスク<sup>1</sup>の低減に努めます
  - ・化学物質に対する正しい理解と利用に関する情報の収集及び提供
  - ・事業で使用される化学物質の適切な使用・管理・廃棄の徹底
  - ・PRTR法<sup>2</sup>の周知と指導の徹底
  - ・ダイオキシン類、PCB、環境ホルモン<sup>3</sup>などの有害化学物質に関する情報の収集及び提供
  
- (6)周辺自治体との協調を推進します
  - ・周辺自治体で構成する協議会を通じた連携の強化
  
- (7)新たな公害に対処する体制の確立に努めます
  - ・環境問題に関する情報の収集及び情報の発信

第3部 環境像の実現に向けて

市民の取り組み

ごみのポイ捨てやペットのふんの放置をしません・させません  
 地域の清掃活動を行います  
 農地や遊休地の除草に努めます  
 農薬をなるべく使わないようにします  
 化学物質に関する正しい知識の収集に努めます

事業者の取り組み

事業所周辺の清掃活動を行います  
 電波障害の防止のため、建築物の建設の際には指導要綱などに従います  
 建築物の建設にあたっては、周辺への説明に努めます  
 農薬をなるべく使わないようにします  
 建材や施工材料などから発散する化学物質による環境汚染を防止します  
 有害化学物質についてはPRTR法による管理を徹底し汚染を防止します  
 有害化学物質の使用に際しては、最適な技術を用いた設備の導入、使用の合理化、回収、再利用、代替物質への転換などの対策を進めます

1：環境リスク

人の活動によって環境に加えられる負荷が環境中の経路を通じ、環境の保全上の支障を生じさせるおそれを環境リスクといい、人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性を示す概念です。環境リスクの考え方は、環境保全上の支障の原因となるおそれのある要因が対象となりますが、現在は化学物質問題について使われることが多くなっています。

2：PRTR法

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成11年7月13日 法律第86号）

この法律は、工場、事業所が化学物質の環境への排出量や廃棄物としての移動量を自ら把握し、その結果を行政に報告し、行政が何らかの形で公表することを定めたものです。化学物質の排出及び移動量の登録を通じて、環境リスクを管理することを目的としています。

情報の公表に際し、市民・事業者・行政・NPOなどの関係するすべての人が、化学物質対策などについて情報を共有しつつ意見の交換を図り、相互の信頼を築き理解しあおうとするため、対話を進めていくことが必要です。こうしたリスクコミュニケーションの推進により、環境リスクの削減が円滑に推進されることが期待されています。

3：環境ホルモン

外因性内分泌かく乱化学物質のことで、動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質です。この環境ホルモンによる環境汚染は、科学的に未解明な点が多く残されているものの、それが生物生存の基本的条件に係わるものであり、世代を越えた深刻な影響をもたらすおそれがあることから、環境保全上の新たな重要課題となっています。